

# 丹波篠山市国民健康保険運営協議会

## 会 議 録

令和5年6月9日

丹波篠山市保健福祉部医療保険課

# 令和5年度 第1回 丹波篠山市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和5年6月9日（金）午後 2時

2 場 所 丹波篠山市役所 本庁舎 4階 401・402会議室

3 出席者

○被保険者代表

澤 雅史 酒井 利里 森 八千代 白井 悦子（敬称略）

○保険医又は保険薬剤師代表

山鳥 嘉彦 河合 岳雄 井塚 篤司 小嶋 一郎（敬称略）

○公益代表

本庄 賀寿美 酒井 格 植野 桂子 森本 榮二（敬称略）

○事務局

保健福祉部長 福西寿美子、医療保険課長 畑岡恭子、副課長 小西雅美、  
国保年金係長 酒井純子、東雲診療所係長 田中仁美、今田診療所係長 和田祥代  
行政経営部収税課長 梶谷茂広、納税係長 大間義幸、

4 書面出席状（敬称略）

○被保険者代表

俣野 信子

○保険医又は保険薬剤師代表

森 佳司

○公益代表

山本 優子

5 欠席者 なし

1 開 会

2 市長あいさつ

3 職員の紹介

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事 議案第1号 令和4年度国民健康保険特別会計の決算について

① 事業勘定

② 直診勘定

7 その他

8 閉 会

(14時00分開会)

丹波篠山市国民健康保険運営協議会規則第3条に基づき、本協議会定数15名中、本人出席12名、書面出席3名、計15名で、委員の過半数以上出席により本会議、成立。

本運営協議会規則第12条の規定に基づき、白井悦子委員と井塚篤司委員を会議録署名委員に指名。

議案第1号 令和4年度国民健康保険特別会計の決算 事業勘定について、事務局より、説明。

(委員) 令和4年度国民健康保険税決算に係る収納状況の差し押さえ999万8千円で17件の差し押さえをしているが、その家族の生活は大丈夫か。滞納などで差し押さえしていると思うが、生活困窮者は、差し押さえしないなどやり方はあると思うが、差し押さえの金額が大きい、その辺りはどのようにしているのか。

(事務局) 差し押さえ金額の内容には、土地を差し押さえた場合の評価額の金額も入っている。即決でお金に換えたものは、その下の欄の配当金額になっている。配当金額は、預貯金などを差し押さえたものとなっている。また、差し押さえは、預貯金や余裕金をもって、その方の家族の生活が、行き詰まるような、獲得はしていない。ご理解をいただきたい。

(委員) 議案書1ページの収支差引額が、およそ3,668万2,000円となっているがこのうち県へ返す分が3,000万円で、残り600万円となる。基金の取り崩し金額は3,600万円となっているが、考え方として、およそ3,000万円が取り崩しとなることでよいのか。

7ページの療養給付費等負担金の償還金は、令和2年度か、令和3年度か。

2ページの国民健康保険税の退職被保険者の不納欠損151,722円は、本日配布の資料では、どの内容になるのか。

(事務局) 基金取り崩し額3,600万円の内、約3,000万円を令和5年度に県へお返しします。残り600万円の内300万円を基金へ積み、残りの300万円は、令和5年度の繰越金とし、令和5年度中に基金へ積むこととなります。

7ページは、令和3年度分となります。修正をお願いします。

(事務局) 国民健康保険税について、議案書2ページ、不納欠損額の退職被保険者等15万1,722円は、本日配布しました収納状況の一覧の不納欠損のどこに当たるのかとの質問ですが、該当者は3名で、不納欠損の18条第1項消滅時効の29名、203万1,100円の中に含まれています。

・議案第1号 令和4年度国民健康保険特別会計の決算 直診勘定について、事務局より、説明。

(委員) 院内処方の場合、廃棄される薬はあるかと思うが、どんな形で処理されているのか。1年間でどれぐらいあるのかわかったら教えてください。

(事務局) 最小限で購入しており、保管を少なくしているので、薬の廃棄はありません。

- ・挙手多数により、議案第1号は承認。
- ・その他の報告事項を事務局より説明。

(事務局) 現在、第2期国民健康保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画により、保健事業を実施しています。本計画は、令和5年度で計画期間が終了しますので、令和6年度から6年間の計画期間である次期計画を令和5年度中に策定します。平成30年度に国民健康保険が県広域化したことにより、県内共通の様式で作成となりますが、市独自の保健事業を入れる形になりますので、丹波篠山市として特徴のある保健事業を入れていきたいと考えています。次期計画策定に伴う内容等の協議のため、令和5年11月頃に第2回丹波篠山市国民健康保険運営協議会を開催予定としていますので、ご出席いただきますようお願いします。

(委員) ささやま医療センターと岡本病院の今後について、公表できる範囲で聞かせてほしい。

(事務局) 令和4年度に市民の代表や各団体の代表で地域医療関係者会議を4回開催し、その中の分科会で、ご意見をいただき進めてきました。今のところ申し上げられるのは、新聞紙上で出ているように、ささやま医療センターと岡本病院の統合はないという事です。今後については、令和5年度に協議を進めていくということでございます。

(委員) 今、マイナンバーカードと保険証の紐づけとかについて、いろいろなところから情報が流れてくるが、いろんなどころで不具合がたくさん出てきているという情報がある。丹波篠山市の状況としては、今どのように受け止められているか、また今後どのように進めていくか決まっていれば、教えてほしい。

(事務局) 丹波篠山市では、マイナンバーカード保険証に違う番号が紐づいたということは聞いていないと確認しています。国の方も色んなことが言われているところですが、マイナンバーカードを保険証に紐付けされた方以外には、国は、資格確認書を申請により交付することを考えられています。そうなれば、申請漏れがあった場合には、保険証がなく病院を10割負担で受診することとなり、病院へ行かない人が増えるのではないかと議論されている。今のところは、資格確認書は、本人の申請によるが、代理申請や代理申請できない方には保険者の判断で職権での交付ができると、なっているので、国民健康保険に入られている被保険者の方には、保険証ではないが、すべての方に資格確認書の交付をすることができると考えている。また、この資格確認書に、どんな内容が載るのか、大きさなどまだ決まっていない。資格確認書は、全ての方に渡すようにと国も言っている。丹波篠山市国民健康保険でもみなさんにお渡しできるように考えている。国民健康保険の保険証の更新は、8月1日なので、令和6年秋に保険証を廃止となっても、有効期限の令和7年7月31日まで保険証が使える。その後、資格確認書を交付するので、未交付が無いようにしていく。今後、国の動向でどのように変わるかわからないが、今の状況は、そういった状況となっている

(委員) 短期証と資格証明書の関係は、廃止されたのか。

(事務局) 短期証と資格証明書は廃止する形となる。マイナンバーカード保険証では、国民健康保険証の資格があるとなるので、短期証扱いは、無くなるが、納税については、被保険者と対話をするようになっていく。次に、資格証明書ですが、資格証明書の対象者であることは、

医療機関で、マイナンバーカード保険証でのオンライン資格確認で確認ができることとなっている。

短期証は廃止、資格証明書は廃止だが、マイナンバーカード保険証で確認できることとなる。

(委員) 不納欠損の第1号の無財産の中で、おっしゃっていた外国人は、丹波篠山市に住民票を置かれた外国人なのか。外国人というのは、外国籍を持ちながらこちらに移住された人か。

(事務局) この方々は、企業にお勤めで、社会保険に入れずに、国民健康保険に入ったまま帰国された方だと思う。通常は、帰国の際にはこれだけ残っていますと滞納額をお示しし、帰国までに納めてもらうよう話をしたり、会社で給料から事前に引いておこうかとの話もあるが、この2人については、そういうこともなく、そのまま帰国され、こちらで徴収する術がなかった、再度入国されることもないという事で、不納欠損となったケースです。

(委員) 裏の背景を感じながら行政の立場として 執行していただければ非常にありがたい。

・質疑なし。審議終了。

(15時13分閉会)